

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

制定 平成4年公安委員会規則第7号
改正 平成6年公安委員会規則第10号
改正 平成12年公安委員会規則第1号
改正 平成14年公安委員会規則第16号

(原文縦書き)

岐阜県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第19条第3項の規定により公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 岐阜県警察本部長の職にある者
- (2) 岐阜県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則（平成4年7月1日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年11月1日公安委員会規則第10号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月1日公安委員会規則第1号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月1日公安委員会規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。